

概 要 版

# 第 2 次新潟市障がい者計画 第 3 期新潟市障がい福祉計画

平成 24 年 3 月  
新潟市

## 「障がい」の表記について

新潟市では、「障害」の「害」の字が持つマイナスイメージや当事者の方への配慮から、この計画を含めて、原則的にひらがなで表記することとしました。

ただし、法律名や固有名詞などは、漢字で表記しています。

# 新潟市障がい者計画

## ○計画の位置づけ

この計画は「新・新潟市総合計画」を上位計画とする計画で、「障害者基本法第11条第3項」の規定に基づく、「障害者計画」であり、今後の障がい者施策の基本的方向を定めるものです。

## ○基本理念

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指します。

## ○基本目標

### 地域生活の支援体制の充実

障がいのある人が必要とするサービスを利用できるよう、障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスの提供に努めるとともに、身近な事柄を気軽に相談できる体制等の充実を図り、地域全体で障がい者とその周囲の人たちを支援します。

入所施設利用者の地域生活への移行と、退院可能な精神障がい者の地域生活への移行のために、様々な基盤整備を行ないます。

障がいのある人の健康の保持および増進に努めるとともに、障がいのある人とその家族の経済的負担の軽減を図ります。

### 自立の実現に向けた支援と療育・教育の充実

障がいのある人が地域で自立した生活を送ることができるよう、雇用の促進や就労を支援するとともに適切な療育・教育を受けられるよう体制の充実を図ります。

### 地域社会の障がいに関する理解の促進

障がいの有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、共に支えあう社会作りを推進するために、障がいに対する正しい理解がなされるよう啓発活動を進めるとともに、環境の整備にも努めます。

## ○計画の期間

この計画の期間は平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

## ○計画の構成

### 【基本理念】

障がいの有無にかかわらず、全ての市民が互いに人格と個性を尊重しあいながら、安心して暮らすことのできる共生社会を目指す。

### 【基本目標】

支援体制の充実  
地域生活の

#### 1 地域生活の支援

- (1) 相談支援体制の充実 (2) 在宅サービスの充実 (3) 経済的な支援
- (4) サービス基盤の充実 (5) 地域生活を支える人づくり
- (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援
- (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実 (8) 権利擁護の推進

#### 2 保健・医療・福祉の充実

- (1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援
- (2) 医療およびリハビリテーションの充実 (3) 精神保健と医療施策の推進

療育・教育の充実  
自立の実現に向けた支援と

#### 3 雇用促進と就労支援

- (1) 雇用促進と一般就労の支援 (2) 福祉施設等への就労の支援

#### 4 療育・教育の充実

- (1) 就学前療育の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 放課後等活動の充実

関する理解の促進  
地域社会の障がい

#### 5 生活環境の整備

- (1) 住宅環境の整備 (2) 安心・安全なまちづくりの推進
- (3) 防災対策および災害時支援体制の推進

#### 6 啓発・広報活動の推進

- (1) 障がいと障がい者に対する理解の普及 (2) 福祉教育の推進
- (3) ボランティア活動の支援・推進

### 計画の推進に向けて

- (1) 庁内の協力体制 (2) 当事者団体、民間事業者、ボランティア団体との協力 (3) 計画の推進

## ○主な施策

### 1 地域生活の支援

---

障がいの状態に応じたきめ細やかなサービスを提供するとともに、地域で自立した生活を送り社会参加できるよう、相談や生活の場の確保を図るとともに、情報の提供を進め、地域で安心して生活が送られるよう支援します。

また、身近な地域における保育と教育の連携を図り、一貫した相談支援体制の整備に努めます。

#### (1) 相談支援体制の充実

- \* 障がい者相談支援事業の実施
- \* 障がい者相談員の設置
- \* 身体・知的障がい者更生相談所の運営
- \* 保健・医療・福祉・教育など関係機関の連携
- \* 地域活動支援センターへの支援
- \* 地域自立支援協議会の運営
- \* こころの健康センターの運営

#### (2) 在宅サービスの充実

- \* ホームヘルプサービスへの支援
- \* 移動支援事業の実施
- \* ショートステイへの支援
- \* 日常生活用具・補装具の給付

#### (3) 経済的な支援

- \* 特別障害者手当などの支給
- \* 重度心身障がい者医療費の助成
- \* 障がい福祉サービス等の利用者負担額の軽減
- \* 福祉タクシー券・自動車燃料費の助成
- \* 自立支援医療の給付

#### (4) サービス基盤の充実

- \* 障がい者施設・事業所の整備
- \* 地域活動支援センターへの支援
- \* 生活介護事業への支援
- \* 福祉ホームへの支援
- \* 精神障がい者の地域移行・地域定着への支援
- \* ケアホーム・グループホームへの支援

#### (5) 地域生活を支える人づくり

- \* 社会福祉協議会・民生委員などとの連携
- \* 支援者・団体・事業者のネットワークづくりの支援
- \* 在宅福祉サービス活動の支援

#### (6) スポーツ・文化活動の振興および余暇活動の支援

- \* 新潟市障がい者大運動会の実施
- \* 全国障害者スポーツ大会関連事業の実施

#### (7) 情報提供・コミュニケーション支援の充実

- \* コミュニケーション支援事業の実施
- \* 手話奉仕員・要約筆記奉仕員の養成

#### (8) 権利擁護の推進

- \* 成年後見制度利用支援事業の実施
- \* 法律相談の実施

### 2 保健・医療・福祉の充実

---

障がい者の様々な疾患への早期支援や機能低下の防止のために、健康診査や訪問指導、相談などの実施などに努めます。

また、医療やリハビリテーションなどの経済的負担の軽減を図るとともに、発達障がいなどの分野への施策の展開を推進します。

- (1) 障がいの予防と早期の気づき・早期の支援
  - \* 乳幼児健康診査の充実
  - \* ひしのみ園の運営
  - \* 幼児ことばとこころの相談センターの運営
  - \* 児童相談所の運営
- (2) 医療およびリハビリテーションの充実
  - \* 医療機関との連携強化
  - \* 重度心身障がい者医療費の助成
  - \* 療養介護事業への支援
  - \* 自立支援医療の給付
- (3) 精神保健と医療施策の推進
  - \* こころの健康センターの運営
  - \* 精神障がい者入院医療費の助成
  - \* 精神科救急医療体制の確保

### 3 雇用促進と就労支援

---

障がい者が自立した生活を送られるよう、就労についての支援のほか、就労に向けた生活支援や授産指導などを行う施設や就労の機会の提供など、障がいの状態に合わせた支援を行います。

また、障がい者の雇用に対する国・県・市の助成制度の周知や、事業主への雇用促進の啓発を進めるとともに、関係機関との連携を強化します。

- (1) 雇用促進と一般就労の支援
  - \* 就労移行支援事業への支援
  - \* 障がい者職業アドバイザーの配置
  - \* 障がい者雇用奨励助成金の交付
- (2) 福祉施設等への就労の支援
  - \* 授産製品の展示販売の支援
  - \* 地域活動支援センターへの支援
  - \* 就労継続支援事業への支援

### 4 療育・教育の充実

---

障がいのある子どもに対する早期療育や教育に努めるとともに、能力や適性等に応じた適切な支援体制の充実を図ります。

- (1) 就学前療育の充実
  - \* 療育体制の整備充実
- (2) 学校教育の充実
  - \* 特別支援教育サポートネットワーク事業の実施
  - \* 特別支援教育校内委員会ステップアップ研修
  - \* 特別支援ボランティアの派遣
- (3) 放課後等活動の充実
  - \* 障がい児放課後支援事業の実施

### 5 生活環境の整備

---

快適な在宅生活を支援するため、住宅リフォーム費用の助成や住宅整備資金融資のほか、居住支援の充実など、生活環境の整備に向けた取り組みを進めます。

- (1) 住宅環境の整備
  - \* 障がい者住宅整備資金の融資
  - \* 障がい者向け住宅リフォーム助成の実施
  - \* 市営住宅のユニバーサルデザイン化・障がい者向け住戸の整備
- (2) 安心・安全なまちづくりの推進
  - \* 人にやさしい歩道整備事業の実施
  - \* 交通バリアフリー推進事業の実施
- (3) 防災対策および災害時支援体制の整備
  - \* 災害時要援護者対策事業の実施
  - \* にいがた防災メールの配信
  - \* 福祉避難所指定と災害時支援体制の整備

## 6 啓発・広報活動の推進

---

障がいのある人が社会の一員として、地域の中で共に生活するため、地域や学校において啓発を進めます。

- (1) 障がいと障がい者に対する理解の普及
  - \* 福祉のまちづくり推進事業の実施
  - \* こころの健康推進事業の実施
- (2) 福祉教育の推進
  - \* 「福祉副読本」の作成・活用
  - \* 地域・福祉施設・学校の連携
- (3) ボランティア活動の支援・推進
  - \* 精神保健福祉ボランティア講座の開催
  - \* 夏休みボランティア体験学習

### ○計画の推進に向けて

- 1 庁内の協力体制
- 2 当事者団体，民間事業者，ボランティア団体との協力
- 3 計画の推進

## 第3期新潟市障がい福祉計画

### ○計画の位置づけ

この計画は、障害者自立支援法第88条第1項の規定に基づく、「市町村障害福祉計画」であり、今後の障がい福祉サービスの基盤整備を計画的に進めていくもので、第1・2期計画の実績や新潟市の地域特性を踏まえて策定したものです。

「新潟市障がい者計画」とも整合性のある計画となっています。

### ○基本的理念および基本的考え方

この計画の基本的理念およびサービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方については、国の基本指針等に基づき、次のとおりとします。

#### (1) 基本的理念

- ◎障がい者の自己決定と自己選択の尊重
- ◎三障がいの制度の一元化
- ◎地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

#### (2) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

- ◎訪問サービスの確保
- ◎日中活動の場の確保
- ◎グループホーム等の充実を図り、入所から地域生活への移行を推進
- ◎福祉施設から一般就労への移行等を推進

#### (3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

「新潟市障がい者地域自立支援協議会」の機能を強化し、サービスの提供体制の整備と適切な利用を支える相談支援体制の充実を図ります。

### 新潟市障がい者地域自立支援協議会の概要

相談支援事業者などの地域の関係機関によるネットワークを構築し、関係者が抱える処遇困難事例への対応のあり方について検討し、サービス提供等を調整します。また、事例を通じて浮き彫りとなる地域課題について、関係機関が持っている情報を共有しながら協議を行い、障害福祉サービスに関する社会資源の開発、改善を図り、施策提案や専門的助言を行います。

## ○計画の期間および見直しの時期

この計画の期間は平成 24 年度から平成 26 年度までの 3 年間とします。

ただし、障害者総合福祉法（仮称）が平成 25 年 8 月までに施行される予定となっていることから、計画期間中に計画を見直すことがあります。

## ○平成 26 年度の数値目標

### 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

| 項目                | 数 値            | 考え方  |
|-------------------|----------------|--|
| 基準の施設入所者数         | 630 人          | 平成 17 年 10 月の施設入所者数です。                           |
| 【目標値】<br>地域生活移行者数 | 189 人<br>(30%) | 上記のうち、平成 26 年度末までにグループホーム・ケアホーム等への地域生活移行者数の目標です。 |

### 2 福祉施設から一般就労への移行等

| 項目                           | 数 値           | 考え方  |
|------------------------------|---------------|--|
| 基準の年間一般就労移行者数                | 18 人          | 平成 17 年度において福祉施設等を退所し、一般就労した障がい者の数です。                      |
| 【目標値】<br>平成 26 年度の年間一般就労移行者数 | 72 人<br>(4 倍) | 平成 26 年度において福祉施設等を退所し、一般就労する障がい者の数です。平成 17 年度の 4 倍を目標とします。 |

### 3 就労移行支援事業の利用者数

| 項目                              | 数 値           | 考え方                                      |
|---------------------------------|---------------|--|
| 平成 26 年度末の福祉施設利用者数（※）           | 2,578 人       | 平成 26 年度末において福祉施設を利用する障がい者の数です。（見込み）     |
| 【目標値】<br>平成 26 年度の就労移行支援事業の利用者数 | 181 人<br>(7%) | 平成 26 年度末において就労移行支援事業を利用する障がい者の数です。（見込み） |

※福祉施設とは、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A 型）、就労継続支援（B 型）をいいます。



#### 4 就労継続支援（A型）事業の利用者の割合

| 項目   | 数値    | 考え方  |
|--|-------|--|
| 平成 26 年度末の就労継続支援（A 型）事業の利用者（a）                   | 80 人  | 平成 26 年度末において就労継続支援（A 型）事業を利用する障がい者の数です。（見込み）                |
| 平成 26 年度末の就労継続支援（B 型）事業の利用者                      | 914 人 | 平成 26 年度末において就労継続支援（B 型）事業を利用する障がい者の数です。（見込み）                |
| 平成 26 年度末の就労継続支援（A 型+B 型）事業の利用者（b）               | 994 人 | 平成 26 年度末において就労継続支援（A 型+B 型）事業を利用する障がい者の数です。（見込み）            |
| <b>【目標値】</b><br>目標年度の就労継続支援（A 型）事業の利用者の割合（a）／（b） | 8%    | 平成 26 年度末において就労継続支援を利用する障がい者のうち、就労継続支援（A 型）事業を利用する障がい者の割合です。 |

## ○各年度におけるサービス見込み量一覧表

| サービス種別          |               | 単位         | 24年度   | 25年度   | 26年度   |        |
|-----------------|---------------|------------|--------|--------|--------|--------|
| 指定障害福祉サービス      | 訪問系サービス       | 居宅介護       | 時間分(月) | 29,910 | 33,495 | 36,854 |
|                 |               |            | 人分(月)  | 926    | 1,037  | 1,141  |
|                 |               | 行動援護       | 時間分(月) | 961    | 979    | 997    |
|                 |               |            | 人分(月)  | 54     | 55     | 56     |
|                 |               | 同行援護       | 時間分(月) | 2,213  | 2,326  | 2,445  |
|                 |               |            | 人分(月)  | 151    | 157    | 163    |
|                 |               | 重度訪問介護     | 時間分(月) | 6,284  | 6,598  | 6,598  |
|                 |               |            | 人分(月)  | 20     | 21     | 21     |
|                 | 重度障がい者等包括支援   | 時間分(月)     | 372    | 372    | 372    |        |
|                 |               | 人分(月)      | 1      | 1      | 1      |        |
|                 | 日中活動系サービス     | 短期入所       | 人日分(月) | 1,640  | 1,736  | 1,808  |
|                 |               |            | 人分(月)  | 205    | 217    | 226    |
|                 |               | 生活介護       | 人日分(月) | 27,148 | 28,490 | 29,612 |
|                 |               |            | 人分(月)  | 1,234  | 1,295  | 1,346  |
|                 |               | 療養介護       | 人分(月)  | 109    | 109    | 109    |
|                 |               | 就労移行支援     | 人日分(月) | 2,618  | 3,080  | 3,982  |
|                 |               |            | 人分     | 119    | 140    | 181    |
|                 |               | 就労継続支援A型   | 人日分(月) | 1,210  | 1,430  | 1,760  |
|                 |               |            | 人分(月)  | 55     | 65     | 80     |
|                 |               | 就労継続支援B型   | 人日分(月) | 19,118 | 19,602 | 20,108 |
|                 |               |            | 人分(月)  | 869    | 891    | 914    |
|                 |               | 自立訓練(機能訓練) | 人日分(月) | 22     | 22     | 22     |
|                 |               |            | 人分(月)  | 1      | 1      | 1      |
|                 |               | 自立訓練(生活訓練) | 人日分(月) | 858    | 1,034  | 1,232  |
|                 |               |            | 人分(月)  | 39     | 47     | 56     |
|                 |               | 居住系サービス    | 施設入所支援 | 人分(月)  | 630    | 630    |
|                 | 共同生活介護(ケアホーム) |            | 人分(月)  | 175    | 205    | 235    |
| 共同生活援助(グループホーム) | 人分(月)         |            | 114    | 134    | 154    |        |

※単位「人日分」＝「月間の利用人員」×「1人1ヶ月あたりの平均利用日数(通所系=22日)」

※指定障害福祉サービスは月間の見込み量

| サービス種別   |              | 単位                | 24年度      | 25年度   | 26年度   |         |
|----------|--------------|-------------------|-----------|--------|--------|---------|
| 相談支援     | 計画相談支援       | 人(月)              | 197       | 392    | 589    |         |
|          | 地域移行支援       | 人(月)              | 14        | 14     | 14     |         |
|          | 地域定着支援       | 人(月)              | 16        | 20     | 24     |         |
| 地域生活支援事業 | 相談支援事業       | 障がい者等相談支援事業       | 箇所        | 9      | 9      | 9       |
|          |              | 基幹相談支援センター        | 設置の有無     | 有      | 有      | 有       |
|          |              | 市町村相談支援機能強化事業     | 実施の有無     | 有      | 有      | 有       |
|          |              | 住宅入居等支援事業         | 実施の有無     | 有      | 有      | 有       |
|          | 成年後見制度利用支援事業 | 人(年)              | 4         | 5      | 6      |         |
|          | 手話通訳者設置事業    | 手話通訳者設置事業         | 人(年)      | 11     | 11     | 11      |
|          |              | 手話奉仕員・要約筆記奉仕員派遣事業 | 派遣延べ人数(年) | 1,673  | 1,737  | 1,801   |
|          | 日常生活用具給付等事業  | 介護訓練支援用具          | 件(年)      | 55     | 55     | 55      |
|          |              | 自立生活支援用具          | 件(年)      | 215    | 230    | 244     |
|          |              | 在宅療養等支援用具         | 件(年)      | 267    | 271    | 275     |
|          |              | 情報・意思疎通支援用具       | 件(年)      | 228    | 248    | 267     |
|          |              | 排せつ管理支援用具         | 件(年)      | 12,755 | 13,076 | 13,397  |
|          |              | 居住生活動作補助用具(住宅改修費) | 件(年)      | 51     | 59     | 66      |
|          | 移動支援事業       | 移動支援事業            | 人(年)      | 757    | 783    | 811     |
|          |              | 移動支援事業            | 延時間(年)    | 91,064 | 95,707 | 100,584 |

※指定障害福祉サービス、相談支援は月間の見込み量。地域生活支援事業は年間の見込み量

| サービス種別                          |                 | 単位                   | 24年度 | 25年度   | 26年度   |        |        |
|---------------------------------|-----------------|----------------------|------|--------|--------|--------|--------|
| 地域生活支援事業                        | 地域活動支援センター事業    | 基礎的事業（自市分）           | 箇所   | 36     | 38     | 40     |        |
|                                 |                 |                      | 人（年） | 751    | 781    | 811    |        |
|                                 |                 | 基礎的事業（他市町村分）         | 箇所   | 2      | 2      | 2      |        |
|                                 |                 |                      | 人（年） | 17     | 17     | 17     |        |
|                                 |                 | 機能強化事業（自市分）          | 箇所   | 28     | 31     | 34     |        |
|                                 |                 |                      | 人（年） | 675    | 720    | 765    |        |
|                                 |                 | 機能強化事業（他市町村分）        | 箇所   | 2      | 2      | 2      |        |
|                                 |                 |                      | 人（年） | 17     | 17     | 17     |        |
|                                 | 発達障がい支援センター運営事業 | 箇所                   | 1    | 1      | 1      |        |        |
|                                 |                 | 人（年）                 | 650  | 650    | 650    |        |        |
|                                 | 障がい児等療育支援事業     | 箇所                   | 1    | 1      | 1      |        |        |
|                                 | その他地域生活支援事業     | 日中一時支援事業             |      | 日分（年）  | 20,608 | 23,369 | 26,500 |
|                                 |                 | 生活サポート事業             |      | 延時間（年） | 240    | 240    | 240    |
|                                 |                 | 訪問入浴サービス事業           |      | 人（年）   | 56     | 60     | 64     |
|                                 |                 | 更生訓練費・施設入所者就職支度金給付事業 |      | 件（年）   | 2,318  | 2,758  | 3,282  |
|                                 |                 | 福祉ホーム事業              | 箇所   | 2      | 2      | 2      |        |
|                                 |                 |                      | 人（年） | 20     | 20     | 20     |        |
| 障がい者ITサポートセンター                  |                 | 箇所                   | 1    | 1      | 1      |        |        |
| 等手<br>養成<br>研修<br>手話<br>奉仕<br>員 | 手話奉仕員養成研修       | 登録者数（人）              | 151  | 156    | 161    |        |        |
|                                 | 要約筆記奉仕員養成研修     | 登録者数（人）              | 140  | 150    | 160    |        |        |

※地域生活支援事業は年間の見込み量

## 第2次新潟市障がい者計画・第3期新潟市障がい福祉計画【概要版】

発行：新潟市 発行年月：平成24年3月

新潟市 福祉部 障がい福祉課

〒951-8550 新潟市中央区学校町通1-602-1

電話 025(266)1237 FAX 025(223)1500

## 障がい者計画・障がい福祉計画 策定経過

| 実施年月         | 会議名等                            | 主な内容                        |
|--------------|---------------------------------|-----------------------------|
| 平成 22 年 12 月 | 新潟市障がい者福祉アンケート実施 (5,124 人に実態調査) |                             |
| 平成 23 年 5 月  | 第 1 回新潟市障がい者施策推進協議会             | 計画スケジュール検討                  |
| 平成 23 年 9 月  | 第 2 回新潟市障がい者施策推進協議会             | 計画構成の説明                     |
| 平成 23 年 10 月 | 第 3 回新潟市障がい者施策推進協議会             | 計画骨子案の検討, 数値目標及びサービス見込み量の検討 |
| 平成 23 年 12   | 第 4 回新潟市障がい者施策推進協議会             | 計画素案の検討, 数値目標及びサービス見込み量の検討  |
|              | 市議会市民厚生常任委員協議会                  | 計画素案の説明                     |
|              | 第 5 回新潟市障がい者施策推進協議会             | 計画素案の検討, 数値目標及びサービス見込み量の検討  |
|              | 新潟市社会福祉審議会<br>障がい者福祉専門分科会       | 計画素案の説明                     |
|              | パブリックコメントの実施                    | 市民意見の募集                     |

|             |                     |                             |
|-------------|---------------------|-----------------------------|
| 平成 24 年 2 月 | 第 6 回新潟市障がい者施策推進協議会 | パブリックコメントの報告<br>計画（案）の説明・承認 |
|             | 新潟市精神保健福祉審議会        | 計画（案）の説明                    |
|             | 市議会市民厚生常任委員協議会      | 計画（案）の説明                    |
|             | 2 月市議会定例会           | 計画の報告                       |
|             | 新潟市社会福祉審議会          | 計画の説明・報告                    |

## ○新潟市障がい者施策推進協議会

新潟市障がい者施策推進協議会は障害者基本法第 26 条で規定された協議会であり、障がい者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議することとされている。

障がい者団体，障がい福祉事業者，学識経験者，関係行政機関，公募委員などで構成しており，現在委員 15 名。

4 月の障害者基本法改正により，新潟市障がい者施策審議会に改称。さらに，監視機能が加わることにより，障がい者施策の推進・充実を図る。